



請願・陳情の出し方

町政について意見や要望のある方は、請願・陳情を出すことができます。

## ● 請願とは

- ・ 憲法で、すべての人に保障された権利。
- ・ 1人以上の議員から紹介が必要。
- ・ 常任委員会で審査し、本会議で「採択」か「不採択」かを決定し、結果を請願した人へ通知。
- ・ 議会は採択した請願を執行機関（町長等）に送付し、処理の経過や結果について報告を求めることができる。
- ・ 議会から報告を求められたら、公の機関（町長等）は答える義務がある。

## ● 陳情とは

- ・ 議会の会議規則で定められた住民の権利。
- ・ 議員からの紹介は不要。
- ・ 請願と違い、場合によっては委員会審査等を行わず、議員への文書配布に留まる場合もある。
- ・ 請願と違い、議会が公の機関に対して法律上の報告を求める権利や、公の機関（町長等）が経過や結果を報告する義務はない。

請願・陳情を受け付けた後の流れは、次のようになります。





